



基安計発 0313 第 1 号
基安安発 0313 第 1 号
平成 29 年 3 月 13 日

公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部計画課長
安全課長

ロープ高所作業に係る安全対策の更なる推進について(要請)

日頃より、労働安全衛生行政の推進にあたり、格別の御理解と御協力を賜り深く感謝申し上げます。

「ロープ高所作業」につきましては、高所からの墜落等による危険を防止するため、昨年、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成 27 年厚生労働省令第 129 号。以下「改正省令」という。)が施行されました。(施行日は平成 28 年 1 月 1 日。ただし、特別教育の施行日は平成 28 年 7 月 1 日。)

事業者には、改正省令に基づき、現在、ライフラインの設置、堅固な支持物への緊結やロープの切断を防止するための措置の実施、安全帯の使用等に加え、作業場所の事前調査とそれに基づく作業計画の策定等作業場所に応じた対策の実施、作業指揮者や作業開始前点検による措置の確実な実施等の基本的な安全確保のための措置を講ずるとともに、ロープ高所作業に従事する労働者への特別教育の実施が義務付けられました。

この一方、平成 28 年の死亡災害発生状況(速報値)では、ロープ高所作業に係る死者数(ビルメンテナンス業)について、改正省令施行の前年平成 27 年より 1 名減少したものの、1 名となっています。

このため、改正省令により義務付けられたロープ高所作業に係る基本的な安全確保のための措置の履行、特別教育の実施について、改めて、事業者等に広く周知を行っていただくことが必要といえます。

貴団体におかれましては、下記の事項について、引き続き、貴会員や、貴会員のみならず、ロープ高所作業に従事する者を広く対象として、自主的なパトロール等の安全衛生活動を実施していただき、改正省令で定めた措置の状況等を確認等することにより、ロープ高所作業に係る安全対策を更に推進していただきますよう、御協力をよろしくお願いします。

また、ロープ高所作業における安全水準を向上させるためには、法令に定める労働者でない者、いわゆる一人親方や企業の経営者を含めた関係者にも、改正省令に定める措置や特別教育の実施が効果的といえることから、貴会員のみならず、ロープ高所作業に従事する者を広く対象として、自主的なパトロール等の安全衛生活動を実施していただきますよう、併せて、御協力をよろしくお願いします。

記

1 ロープ高所作業に係る基本的な安全確保のための措置の履行

改正省令により義務付けられたロープ高所作業に係る基本的な安全確保のための措置について、現場での履行を図ること。とくに、改正省令により、ライフラインの設置が新たに義務付けられたにもかかわらず、平成28年、ライフラインの未設置を原因とする死亡災害が発生していることから、ライフラインを設置すること。

2 特別教育の確実な実施

改正省令及び安全衛生特別教育規程(昭和47年労働省告示第93号)に基づき、ロープ高所作業に従事する労働者には、特別教育を確実に実施すること。なお、特別教育については、学科教育及び実技教育により行われるものであること。

(参考)平成28年のロープ高所作業における死亡災害発生状況(速報値)

死亡者数(単位:人)	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成28年 (速報値)
ビルメンテナンス業	1	2	4	2	1
建設業	1	2	2	1	3
合計	2	4	6	3	4

(※)平成28年のみ速報値、他の年は確定値。

(添付)「ロープ高所作業」での危険防止のため 労働安全衛生規則を改正します(平成27年9月)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-11300000-Roudoukjunkyokuanzeneiseibu/0000104440.pdf>